

「ご家族登録サービス規約」の改定について

2020年3月24日付で、「ご家族登録サービス規約」を改定いたしますので、お知らせいたします。

■改定内容

新制度（ご家族アシストプラス）の取扱い開始に伴い、規約を改訂いたします。

■改定後の「ご家族登録サービス規約」[該当条文（第7条）を記載]

第4項を新たに追加しております。

第7条（登録家族の情報の利用）

当社は、登録家族に対して、次のいずれかの場合に連絡することがあります。

1. 災害発生時等において、登録済契約者または被保険者と連絡がとれず、登録済契約者または被保険者の安否確認等に際して当社が必要と認めたとき
2. 次の手続きにおいて、登録済契約者、被保険者または保険金等の受取人と連絡がとれず、手続きに際して当社が必要と認めたとき
 - イ. 満期保険金の支払い
 - ロ. 年金の支払い
 - ハ. 保険期間満了時の支払い
 - ニ. その他当社が必要と認めた手続き
3. 当社の知った最終の住所また通信先に発した通知を用いても、登録済契約者と連絡がとれないとき
4. その他当社が必要と認めたとき

■改定後全文は[こちら](#)をご覧ください。

以 上